住所　東京都足立区宮城１丁目１番23―1305号
　劉光軍　昭和45年２月21日生
　劉素穎　平成10年１月14日生
　劉恩惠　平成14年12月25日生
住所　横浜市港北区綱島西４丁目６番12号
　金勝美　昭和37年９月27日生
　金美沙　平成６年５月24日生
住所　京都府宇治市大久保町旦椋73番地
　孟慶超　昭和60年11月10日生
　孟凡希　平成26年５月27日生
住所　神戸市東灘区御影中町３丁目２番４―2909号
　李沙織　平成２年12月21日生
住所　青森県東津軽郡今別町大字浜名字浜名沢14番地22
　咸美由希　昭和59年10月15日生
住所　愛媛県松山市西垣生町807番地11
　文淳一　昭和51年６月22日生
住所　大阪市淀川区西中島１丁目13番８―1101号
　徐良二　昭和36年２月19日生
　梁京花　昭和33年６月７日生
住所　大阪市東住吉区北田辺４丁目21番20号
　金美華　昭和59年９月19日生
住所　山梨県韮崎市円野町上円井1811番地３
　金元子　昭和22年６月３日生
住所　千葉県松戸市新松戸北２丁目11番地１
　姜眞澄　昭和61年11月20日生
住所　宮城県黒川郡富谷町明石台１丁目34番地１
　鄭真弓　昭和51年２月19日生
住所　徳島市出来島本町３丁目48番地２
　孫明希　昭和48年10月25日生
住所　徳島市南島田町３丁目63番地
　孫奈里　昭和51年12月23日生
住所　滋賀県彦根市平田町749番地５
　グェン・バン・ノン　昭和37年11月20日生
　グェン・ティ・ホン　昭和38年３月20日生
　グェン・タン・ロア　昭和58年１月23日生
　グェン・ホン・ハー　平成８年７月31日生
住所　横浜市港北区日吉本町１丁目５番31―２号
　李久成　昭和60年１月11日生
住所　横浜市南区堀ノ内町２丁目277番地12
　洪政明　平成５年６月８日生
住所　神奈川県小田原市飯泉1426番地10
　スサナ・ミハレス・オオサワ　昭和49年４月７日生
住所　長野県諏訪市大手２丁目18番３号
　盧松枝　昭和25年５月26日生
住所　福岡市東区馬出３丁目８番１―913号
　高博之　昭和43年７月17日生
住所　福岡市中央区大手門２丁目10番17―303号
　金志絵　昭和58年５月30日生
住所　福岡市中央区平尾２丁目８番33―1201号
　李陽子　昭和59年６月２日生
住所　鹿児島県姶良市西餅田222番地１
　崔榮　昭和59年４月29日生
住所　浜松市南区頭陀寺町319番地３
　ウィルソン・リョウイチ・ニジ・アイカワ　昭和58年３月30日生
住所　静岡県伊豆の国市田京76番地10
　李容子　昭和46年５月13日生
住所　東京都大田区久が原３丁目１番15号
　孫珠姫　昭和51年７月10日生
住所　大阪市中央区日本橋２丁目14番30号
　玄真弓　昭和33年３月13日生
住所　大阪市生野区巽北２丁目19番18号
　夫優佳　昭和63年11月７日生
住所　大阪市生野区小路東４丁目４番６号
　金均厚　昭和59年７月21日生
住所　大阪市生野区巽東４丁目11番122号
　玄太豪　昭和34年１月26日生
住所　大阪市平野区長吉長原東２丁目６番12―512号
　梁早苗　昭和41年10月１日生
住所　大阪市住之江区西加賀屋３丁目10番22号
　金相洙　昭和44年10月11日生
住所　福岡市西区下山門団地35番408号
　金三千代　昭和28年７月25日生
住所　茨城県日立市小木津町１丁目９番10―102号
　朱紗絵子　昭和53年５月５日生
住所　東京都武蔵村山市三ツ藤３丁目21番地19
　ケンイチ・ユウキ・マデラ　昭和61年９月８日生
住所　兵庫県宝塚市南口２丁目５番49号
　宋亜梨沙　昭和63年９月５日生
住所　兵庫県姫路市広畑区才４番地12
　李美香　昭和59年５月27日生
　李将吾　平成17年11月３日生
　李那美　平成24年９月２日生
住所　埼玉県草加市原町２丁目３番15―１号
　ジュリー・マラカ・タナカ　昭和62年７月４日生
住所　静岡県島田市川根町家山959番地
　黎明珠　昭和52年６月30日生
住所　千葉県船橋市東中山２丁目12番43号
　金奈江　昭和56年９月11日生
住所　東京都台東区池之端４丁目４番10号
　金未奈　昭和62年10月15日生
住所　京都市上京区五辻通六軒町西入溝前町108番地４
　孫武彦　昭和53年７月８日生
住所　浜松市中区東伊場２丁目16番23号
　李東国　昭和44年10月９日生
住所　福井県敦賀市木崎58号２番地
　鄭哲平　昭和55年７月27日生
住所　愛知県一宮市木曽三町玉ノ井字土腐151番地
　金幸子　昭和48年11月25日生
住所　愛知県安城市住吉町７丁目２番地２
　黄恵美　昭和44年４月24日生
住所　名古屋市緑区鳴海町字前之輪86番地
　李綾　昭和63年６月13日生
住所　東京都荒川区西日暮里５丁目27番４―1104号
　呂瑋　昭和56年10月21日生
住所　東京都中野区本町５丁目５番６号
　陳立浩　昭和44年３月４日生

○外務省告示第三百四十五号

　平成二十四年九月八日にウラジオストクで、北西太平洋における生物資源の保存、合理的利用及び管理並びに不正な取引の防止のための日本国政府とロシア連邦政府との間の協定の署名が行われ、同協定は、平成二十六年十二月十日に効力を生ずる。
　平成二十六年十一月十一日
　　外務大臣　岸田　文雄

　北西太平洋における生物資源の保存、合理的利用及び管理並びに不正な取引の防止のための日本国政府とロシア連邦政府との間の協定

　日本国政府及びロシア連邦政府（以下「両政府」という。）は、
　北西太平洋における生物資源の保存、合理的利用及び管理についての共通の関心を考慮し、
　北西太平洋において一部の生物資源がロシア連邦の法令に違反して漁獲されていること及び当該一部の生物資源の保存、合理的利用及び管理を著しく脅かしていることを認識し、
　北西太平洋において一部の生物資源がそれぞれの国の法令に違反して漁獲され、それぞれの国から持ち出されないようにするため、両政府がそれぞれの国の法令の範囲内で行政上の措置をとる必要性を認識し、
　日本国とロシア連邦との間の生物資源の貿易を安定的かつ長期的な基礎の上に一層発展させ、及び拡大させることを希望して、
　次のとおり協定した。

第一条

1　この協定の適用上、
(a)　「権限のある当局」とは、次のものをいう。
　日本国については、水産庁、経済産業省及び財務省
　ロシア連邦については、連邦漁業庁、連邦保安庁、連邦税関庁及びロシア連邦内務省
(b)　「対象生物資源」とは、別表一に掲げる生物資源及びその加工品をいう。
(c)　「輸出者」とは、ロシア連邦の法令に従い、ロシア連邦から日本国に対象生物資源を輸出する者（権限を与えられたその代理人を含む。）をいう。
(d)　「輸入者」とは、日本国の法令に従い、ロシア連邦から日本国に対象生物資源を輸入する者（権限を与えられたその代理人を含む。）をいう。
(e)　「証明書」とは、対象生物資源のロシア連邦からの輸出の合法性を証明する公式の文書であつて、その発給の権限を与えられたロシア連邦の権限のある当局が発給するものをいう。
2　この協定の別表は、この協定の不可分の一部を成す。

第二条

　両政府は、北西太平洋における別表一に掲げる生物資源の保存、合理的利用及び管理のため、特に、対象生物資源のロシア連邦からの輸出であつてロシア連邦の法令に違反して行われるものを予防し、及び抑止することを通じて協力する。